別表第三・〇六項中「テント」の下に「（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）」を加える。

別表第六八類の注1(k)中「ランプその他の」を削る。

別表第六八〇二・一〇号中「面積が」を削る。

別表第六八一二・九二号及び第六八一二・九三号を削る。

別表第六八・一五項中

六八一五・一一 六八一五・一二 六八一五・一三 六八一五・一九	炭素繊維及びその製品（電気用品を除く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。） 炭素繊維 炭素繊維製の織物類 炭素繊維製のその他の製品 その他のもの	無税 無税 無税 無税
六八一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	無税

を

六八一五・一一 六八一五・一二 六八一五・一三 六八一五・一九	炭素繊維及びその製品（電気用品を除く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。） 炭素繊維 炭素繊維製の織物類 炭素繊維製のその他の製品 その他のもの	無税 無税 無税 無税
六八一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	無税

に改め、同表第六八一五・九一号中「ドロマイト」を「マグネシア（ペリクレースのものに限る。）、ドロマイト（ドライムのものを含む。）」に改める。

別表第六九類の注1を次のように改める。

1　この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。

(a)　第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。

(b)　樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、八〇〇度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。

(c)　陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカフュームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。

別表第六九類の注2(ij)中「ランプその他の」を削る。

別表第六九・〇三項中「及び棒」を「、棒及びスライドゲート」に改め、同表第六九〇三・一〇号中「黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物」を「遊離炭素」に改める。

別表第七〇類の注1中(g)を(ij)とし、同注1(f)中「がん具」を「玩具」に改め、同注1(f)を(h)とし、同注1(e)中「ランプその他の」を削り、同注1中(e)を(g)とし、(d)を(f)とし、(c)の次に次のように加える。

(d)　フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもので、第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。）

(e)　フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自蔵する第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。）

別表第七〇〇一・〇〇号中「くず」の下に「（第八五・四九項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。）」を加える。

別表第七〇・一一項中「（電灯」の下に「その他の光源」を加える。

別表第七〇・一九項を次のように改める。

七〇・一九		
七〇一九・一一	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物） スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット チョップドストランド（長さが五〇ミリメートル以下のものに限る。）	
七〇一九・一二	ロービング その他の糸及びスライバー 機械的に結合したマット 化学的に結合したマット その他のもの 機械的に結合した織物類 ロービング製の目の細かい織物 ロービング製のその他の織物類 糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したもの及び積層したものを除く。） 糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したもの及び積層したものに限る。） 目の粗い織物（幅が三〇センチメートル以下のものに限る。） 目の粗い織物（幅が三〇センチメートルを超えるものに限る。） その他のもの 化学的に結合した織物類 ベール（薄いシート） その他の目の細かい織物類 その他の目の粗い織物類 グラスウール及びその製品 その他のもの	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税
七〇一九・一三		無税
七〇一九・一四		無税
七〇一九・一五		無税
七〇一九・一九		無税
七〇一九・二一		無税
七〇一九・二二		無税
七〇一九・二三		無税
七〇一九・二四		無税
七〇一九・二五		無税
七〇一九・二六		無税
七〇一九・二九		無税
七〇一九・三一		無税
七〇一九・三二		無税
七〇一九・三三		無税
七〇一九・三四		無税
七〇一九・三五		無税
七〇一九・三六		無税
七〇一九・三九		無税
七〇一九・七一		無税
七〇一九・七二		無税
七〇一九・七三		無税
七〇一九・八〇		無税
七〇一九・九〇		無税

別表第七一・〇四項中

七一〇四・二〇	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。）	無税
七一〇四・九〇	その他のもの	無税

を

七一〇四・二一 七一〇四・二九	ダイヤモンド その他のもの	無税 無税
七一〇四・九一	その他のもの ダイヤモンド	無税 無税
七一〇四・九九	その他のもの	無税

に改める。

別表第七一・一二項中「化合物を含有するもの」の下に「（第八五・四九項の物品を除く。）」を加える。

別表第一五部の注1(k)中「ランプその他の」を削り、同注2中「はん用性」を「汎用性」に改め、同注2(a)中「類する物品」の下に「（内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの（第九〇・二一項参照）を除く。）」を加え、同注8(a)を次のように改める。

(a)　「くず」とは、次のものをいう。

(i)　全ての金属くず

(ii)　破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品